

## 第14号議案

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、一般職の職員の給料に関し級別の標準的な職務の内容を定めるとともに、人事行政の運営状況の公表事項に人事評価及び退職管理の状況を加えるほか、関係条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「, 必要な」を「必要な」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「関する事項を定めることを目的」を「関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第2項中「規則で定める」を「別表第3の2給料表別級別標準職務表に定めるところによる」に改める。

別表第3（イ）の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第3条関係）

給料表別級別標準職務表

給料表の種類	級	標準的な職務の内容
行政職給料表	1級	1 市長の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び同委員会の所管に属する教育機関において、一般業務を分担する職員の職務
		2 市議会の事務部局において、一般業務を分担する職員の職務
		3 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部

		局（以下「行政委員会」という。）において，一般業務を分担する職員の職務 4 消防本部並びに消防署の一般業務を分担する消防士長，消防副士長及び消防士の職務
	2級	1 市長の事務部局並びに教育委員会，市議会及び行政委員会の事務部局又はその所管に属する機関（以下「市の各事務部局」という。）において，高度の知識経験を必要とする業務を分掌する職員の職務 2 消防本部並びに消防署の高度の知識経験を必要とする消防司令補，消防士長，消防副士長及び主事の職務
	3級	1 市の各事務部局の係長，主査及びすすく学級の所長並びに保育所の副所長の職務 2 消防本部及び消防署の係長，主査，出張所長及び分遣所長の職務 3 市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主任の職務
	4級	1 市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長の職務 2 教育委員会の事務部局の課かいの長，主幹及び同委員会の所管に属する教育機関の長の職務 3 行政委員会の事務局長の職務 4 市議会の事務局の課長及び主幹の職務 5 消防本部の課長及び主幹並びに消防署の副署長及び消防署の分署の長の職務
	5級	1 市長の事務部局の技監，部長及び参事の職務 2 教育委員会の事務部局の部長の職務 3 市議会の事務局長の職務 4 消防長及び消防署長の職務 5 会計管理者の職務
教育職給料表 (一)	1級	中学校及び小学校の助教諭，養護助教諭，講師及び実習助手並びにこれらに準ずる職員の職務
	2級	中学校及び小学校の教諭及び養護教諭並びにこれらに準ずる職員の職務
	3級	中学校及び小学校の主幹教諭並びにこれらに準ずる職員の職務
	4級	中学校及び小学校の校長及び教頭並びにこれらに準ずる職員の職務
	5級	中学校及び小学校の校長並びにこれらに準ずる職員の職務

		務
教育職給料表 (二)	1級	幼稚園の助教諭及びこれに準ずる職員の職務
	2級	幼稚園の教諭及びこれに準ずる職員の職務
	3級	幼稚園の園長及びこれに準ずる職員の職務

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 附則第6項の規定により、附則別表第1の2の給料表の適用を受ける職員に係る標準的な職務の内容は、附則別表第4給料表別級別標準職務表に定めるところによる。

附則別表に次の1表を加える。

附則別表第4

給料表別級別標準職務表

給料表の種類	級	標準的な職務の内容
行政職給料表	特3級	1 市長の事務部局並びに教育委員会、市議会及び行政委員会の事務部局又はその所管に属する機関（以下「市の各事務部局」という。）の課かいの長の補佐、主席係長及び主席主査並びに保育所の主席副所長の職務
		2 消防本部及び消防署の課長の補佐、主席係長、主席主査、署長の補佐及び分署の長の補佐の職務
		3 市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務

(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「地方公務員法」という。」を削り、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第27条の2中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第29条中「。以下「労働基準法」という。」を削る。

(芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年芦屋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号中「並びに服務」を削り、同号を同条第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 職員の人事評価の状況

(災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第6条 災害派遣手当等の支給に関する条例(昭和39年芦屋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 参 照 1

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

### 1 制定の趣旨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、一般職の職員の給料に関し級別の標準的な職務の内容を定めるとともに、人事行政の運営状況の公表事項に人事評価及び退職管理の状況を加えるほか、関係条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

(1) 次の表に掲げる条例で引用する地方公務員法の条項を改める。

(第1条, 第2条, 第4条及び第6条関係)

	地方公務員法の引用条項	
	改正案	現 行
芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例	第24条第5項	第24条第6項
芦屋市一般職の職員の給与に関する条例		
芦屋市職員等の旅費に関する条例		
災害派遣手当等の支給に関する条例		

(2) 給料表の種類及び職務の級に応じた標準的な職務の内容を次のとおり定める。

(第2条及び第3条関係)

給料表の種類	級	標準的な職務の内容
行政職給料表	1級	1 市長の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び同委員会の所管に属する教育機関において、一般業務を分担する職員の職務 2 市議会の事務部局において、一般業務を分担する職員の職務 3 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局（以下「行政委員会」という。）において、一般業務を分担する職員の職務 4 消防本部並びに消防署の一般業務を分担する消防士長、

		消防副士長及び消防士の職務
	2級	1 市長の事務部局並びに教育委員会，市議会及び行政委員会の事務部局又はその所管に属する機関（以下「市の各事務部局」という。）において，高度の知識経験を必要とする業務を分掌する職員の職務 2 消防本部並びに消防署の高度の知識経験を必要とする消防司令補，消防士長，消防副士長及び主事の職務
	3級	1 市の各事務部局の係長，主査及びすくすく学級の所長並びに保育所の副所長の職務 2 消防本部及び消防署の係長，主査，出張所長及び分遣所長の職務 3 市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主任の職務
	特3級	1 市の各事務部局の課かいの長の補佐，主席係長及び主席主査並びに保育所の主席副所長の職務 2 消防本部及び消防署の課長の補佐，主席係長，主席主査，署長の補佐及び分署の長の補佐の職務 3 市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務
	4級	1 市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長の職務 2 教育委員会の事務部局の課かいの長，主幹及び同委員会の所管に属する教育機関の長の職務 3 行政委員会の事務局長の職務 4 市議会の事務局の課長及び主幹の職務 5 消防本部の課長及び主幹並びに消防署の副署長及び消防署の分署の長の職務
	5級	1 市長の事務部局の技監，部長及び参事の職務 2 教育委員会の事務部局の部長の職務 3 市議会の事務局長の職務 4 消防長及び消防署長の職務 5 会計管理者の職務
教育職給料表（一）	1級	中学校及び小学校の助教諭，養護助教諭，講師及び実習助手並びにこれらに準ずる職員の職務
	2級	中学校及び小学校の教諭及び養護教諭並びにこれらに準ずる職員の職務
	3級	中学校及び小学校の主幹教諭並びにこれらに準ずる職員の職務
	4級	中学校及び小学校の校長及び教頭並びにこれらに準ずる職員

		の職務
	5級	中学校及び小学校の校長並びにこれらに準ずる職員の職務
教育職給料表（二）	1級	幼稚園の助教諭及びこれに準ずる職員の職務
	2級	幼稚園の教諭及びこれに準ずる職員の職務
	3級	幼稚園の園長及びこれに準ずる職員の職務

- (3) 人事行政の運営の状況に関し、任命権者が市長に報告しなければならない事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加えることとする。

(第5条関係)

- (4) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日

平成28年4月1日



地方公務員法抜粋（平成28年4月1日施行）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条（第1項省略）

（第2項から第4項まで省略）

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（給与に関する条例及び給与の支給）

第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

（第2項省略）

3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

（第1号省略）

(2) 等級別基準職務表

（第3号から第7号まで省略）

（第4項省略）

5 第3項第2号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（第2項及び第3項省略）